

# 2026～2027 年度運動方針

## — 安心社会へ 果敢にアクション！ — ～ 広げよう「理解・共感・参加」の輪～

### I. はじめに

連合福島は第37回定期大会において、2024～2025年度の運動方針を確立し、38回年次大会で運動方針の補強を行い、構成組織・加盟組合、地域・地区連合は、その方針のもと職場・地域で力強く運動を進めてきた。

第19期の連合運動の基軸としては、社会経済が大きな転換点にある今だからこそ、働くということに最大の価値を置きつつ、自立し、支え合い・助け合い、誰もが幸せを享受できる社会の実現に向け、私たちは連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出すー」の価値観や込めた思いを改めて認識し、運動を前進させなければならない。とりわけ、労働組合としての社会的責任を踏まえ、社会の様々な不条理に對して声を上げ、すべての働く仲間の雇用とくらしを守る行動を積み重ねていくことが重要である。

これまで3期にわたり取り組んできた「連合運動の持続可能性と発展性を支え得る方策」の具体化を基盤に、政策・運動の両面から、取り組みを前進・加速させ、さらなる発展につなげる2年とし、労働組合の存在意義や連合運動の価値を広く発信していくこととしている。

連合福島も本部方針のもと、福島県の独自課題として、東日本大震災や度重なる重大自然災害からの復興・再生、若者の県外流出をはじめとした、労働人口の減少と社会構造の著しい変化などに対し、迅速かつ的確な対応を図っていくこととする。

### II. 情勢認識と課題

#### 1. 社会経済情勢について

今、私たちを取り巻く社会経済は大きな転換点を迎える中で不確実性を増し、かつてないほど複雑な様相を呈している。

(1) わが国は急速な少子化を伴いながら、高齢化と人口減少が進んでいる。生産年齢人口の減少は、慢性的な人手不足として職場に影響を及ぼし、持続的な経済発展の制約要因としても大きな課題である。そして、少子高齢化の加速により、年金・医療・介護などの社会保障制度の持続可能性も問われており、安心・信頼できる制度の構築、将来世代に責任を果たす観点から、給付と負担のあり方を含む歳出・歳入の両面にわたる全体的な議論を急ぐ必要がある。

(2) 一方で、日々のくらしに目を向けると、賃金上昇の流れは着実に広がっているものの物価上昇に追いつかず、家計は依然として厳しい状況にある。とりわけ生活困

窮層や非正規雇用で働く人々に深刻な影響が及び、労働相談などでも「生活が苦しい」との切実な声が寄せられている。まさに今、将来への希望と安心感を持てる局面に移行できるか否かの岐路にある。物価を上回る持続的な賃上げを定着させるべく引き続き取り組むとともに、雇用と生活のセーフティネット拡充、恒常的な居住保障の仕組み、生活困窮層への支援の拡充などの政策・制度を一つひとつ着実に実現していく必要がある。

- (3) 世界に目を向ければ、各地で続く戦争・紛争など地政学的緊張の高まり、各国の自国優先主義的な政策動向、民主主義の後退といった潮流が重層的に絡み合い、分断と不安定化を引き起こしている。アメリカのトランプ政権による関税政策や多様性など国際社会の協調のもとに積み上げられてきたルールを否定する動きは、貿易をはじめ国際社会に分断や混乱を生じさせている。こうした動きは国内にも波及し、経済の先行き不透明感や社会不安を生み出している。景気・雇用の情勢変化に対する機敏な政策対応はもとより、エネルギーや原材料、食糧の供給リスクが顕在化する中、経済安全保障・食料安全保障の確保など、国民生活の安定をはかる対応が求められている。
- (4) 人権の尊重や多様性推進は、私たちがめざす社会の実現に必要不可欠な課題であるにもかかわらず、日本のジェンダー平等の取り組みは依然として遅く、国際的な評価も極めて低いままである。管理職や意思決定層での女性比率は依然として低く、選択的夫婦別氏制度の導入については28年ぶりに国会で法案審議が行われたものの、成立には至っていない。持続可能な社会の実現において、ジェンダー平等・多様性は不可欠であり、あらゆる場面において「ジェンダー主流化」を徹底するとともに、働く現場のみならず、家族間や社会における慣習や慣行も含めて見直していくことが欠かせない。また、人権尊重と社会正義の追求の観点から「ビジネスと人権」についても、積極的に取り組んでいく必要がある。

## 2. 政治情勢について

- (1) 石破内閣は、「令和の日本列島改造」「賃上げこそ成長戦略の要」といったキャッチフレーズを掲げているが、賃上げに関しては連合の政策と方向性が重なる部分も見られるものの、社会保障と税のあり方や選択的夫婦別氏制度など、雇用や暮らしにかかわる重要課題で本質的な議論を避け、先送りの姿勢が続いている。一方では「骨太方針」において「働き方の実態を踏まえた労働基準法制の見直し」を打ち出しているが、今行うべきは、労働者の健康確保と生活時間確保の実現であり、労働条件の最低基準である労働基準法の堅持、そして労働者保護の観点にたった「働き方改革」の強力な推進でなければならない。
- (2) 2025年は第二次世界大戦の終結、広島・長崎への原爆投下から80年という節目の年であったが、今なお、世界各地で平和や核軍縮の理念に逆行する動きが続いている。国際社会の協調による平和に向けた具体的かつ持続的な外交努力が強く求められる中、日本として役割を発揮することが重要であり、連合も国際労働運動と連携することが求められる。また、戦争の体験や記憶を次世代に継承することも含め、平和を求める発信を続けていかなければならない。
- (3) 政治や政策の課題が山積する一方、国政および地方選挙での投票率低下や議員の

なり手不足は、民主主義の危機といつても過言ではないほどに深刻度を増している。すべての働く者の権利をまもり生活を向上させるには、組織内議員をはじめ、働く現場を熟知した仲間を代表として、各級議会に送り出すことが不可欠である。

そのためにも、日常から職場や生活の課題と政治が直結していることが実感でき、働く仲間・生活者の立場に立つ政治勢力の結集・拡大に向け、労働組合ならではの活動の強化が重要である。

### 3. 福島県内の情勢について

(1) 東日本大震災と原発事故から14年が経過し、県民の懸命な努力と国内外からの支援によって、特定復興再生拠点地域の全ての避難指示解除や、特定帰還居住地域の認定、生活環境整備やホープツーリズム参加件数の最高更新など、着実に復興が前進している。

一方で、いまだ約2万5千人（2025年2月時点）の県民が避難生活を続けている。更なる住民帰還や被災者の生活再建、移住による人口回復対策、根強く残る風評と風化の問題、原子力発電所の廃炉に向けた作業の着実な進展や、ALPS処理水の海洋放出に伴う適切な情報開示、農林水産業や観光業の再生・強化など、特有の課題が存在している。

また近年、自然災害が多発・重大化する中において、防災・減災への備えや、「自助」「公助」「共助」による安全対策の更なる充実が求められている。

(2) 福島県の推計人口（2025年6月現在）は、172万4千人で前年より2万5千人減少し、自然減に加え、転入を上回る転出者による社会減の影響も大きい。一方、東京圏（千葉、埼玉、東京、神奈川）の人口は増加し、日本の総人口の約3割を占めることで一極集中がさらに拡大している。

厚労省や総務省の調査によると、賃金水準と転出者増減には相関関係が見られ、賃金の低いところから高いところへの移動（転出）が顕著になっている。地方での待遇や企業の働き方などを見直さない限り、これらの抜本的な対策にはつながらないとしている。

特に、福島県の最低賃金は低位（2025年現在955円）にあり、人口流出に歯止めをかけ地域間格差を解消するためには、更なる引き上げが求められる。

### 4. この1年間における取り組みの検証

#### (1) 2025春季生活闘争の取り組み

今次春闘は、直近の物価高による組合員家計への影響はもちろんのこと、賃金水準の停滞が企業経営や産業の存続、ひいては地域・日本経済の成長に及ぼす影響について、労使が中長期的視点を持って粘り強くかつ真摯に交渉した結果、連合福島集約結果においても過去最高水準の賃上げ率となった。

連合福島は、構成組織・加盟組合の協力を得て、春闘方針の意思統一を図りながら社会へのアピール、オルグ等を通じ、中長期的視点を持った「人への投資」にこだわり、粘り強く交渉した結果、「けん引役」として一定の役割を果たすことができたと受け止める。春闘妥結結果は、平均賃金上げ額で14,076円、引き上げ率は4.94%と昨年比（+275円、+0.11%）の増加となり、加え

て、中小企業も11,193円、引き上げ率は4.54%と昨年比(+2,842円、+1.25%)の増加となり、規模間格差が減少する結果となった。

### (2) 政治課題への取り組み

連合福島は、県内で働く人すべての生活の安定・向上を目的として、政党や議員、首長との連携による政策・制度要求と実現に取り組んでいる。連合福島を中心とする五者協議会（立憲民主党・国民民主党・社会民主党・県民連合・連合福島）を適時開催し、情勢の共有、候補者の擁立、支援の枠組みなど意思統一を図りながら取り組んだ。

第27回参議院議員選挙においては、政権交代への大きな足掛かりとすべく県選挙区および比例代表候補者10名の推薦を確認し取り組んだ。県選挙区では惜しくも当選を勝ち取ることができず、比例代表候補者も全員の当選に至らなかつたが、政権与党を過半数割れに追い込む結果となった。

任期満了に伴う県内首長（市町村長）の選挙では、五者協議会および当該地域・地区連合との連携のもと取り組みを進めた結果、郡山市長選（新人：推薦）において当選を果たすことができ、各市町村議会議員選挙では、多くの推薦・支持議員の当選を勝ち取ることができた。

今後、執行される各級議会議員選挙及び首長選挙、さらには、年内解散も噂される衆議院議員選挙においても、五者協議会及び構成組織、地域・地区連合との連携をより深め、「働くことを軸とする安心社会」実現に資する政治勢力の拡大に最大限取り組む。

### (3) 組織強化・拡大の取り組み

第33回年次大会にて、連合福島組織拡大2030プランを提案し、2030年に組織人員9万人の目標を掲げた。組織センター委員会を通じ引き続き構成組織・地区連合との連携強化に取り組んできた。ただ、現状は企業の縮小・撤退などで人員削減に歯止めがかからず、8万人を割り込んでいる状況が続いている。今後も構成組織・地区連合との連携により、未組織の関係会社・取引先企業等の組織化に重点を置き、多くの組織で集団的労使関係が構築できるよう推進する。

また、2024年4月に配属となった東北ブロックオルガナイザーと連携しながら、企業訪問を今後も積極的に展開し、企業状況の把握とともに連合の認知度を高め、労使関係づくりの環境整備と組織化に繋げていく。

## III. 今後2年間の具体的な運動方針

### 重点分野ー1 :

**すべての働く仲間をまもり、つなぐために、組織拡大・強化を最重点取り組みと位置づけ、集団的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進**

ナショナルセンターの責務として、働く仲間の環境変化に対応した集団的労使関係の拡充・強化を追求するとともに、構成組織・連合福島・地域地区連合は、労働組合の存在意義・役割をより一層社会・職場に浸透させ、「理解・共感・参加」の好循環により社会に広がりのある運動を推進する。また、健全な労使関係を前提とした労働組合の存在は必要不可欠であるとの認識のもと、同じ職場で働く仲間の組織化や未組織企業・団体などの組織化に取り組む。

## 1. 「連合福島組織拡大プラン 2030」実現に向けた組織拡大・強化の取り組みの深化

- (1) 構成組織はパート・契約・再雇用労働者や子会社・関連会社の組織化に、連合福島は中小・地場の未組織企業の組織化に取り組む。連合本部は各組織が組織拡大に取り組めるよう体制強化・基盤強化を進めるとともに、「組織拡大プラン 2030」の実現に向けて総力を挙げて組織拡大運動を展開する。
- (2) 組合員減少に歯止めをかけるため、連合本部と連合福島は「組織拡大・強化取り組み状況調査」結果を共有し、特に企業内の組織拡大・強化に重点をおき、過半数組合の維持・拡大、組合員範囲の見直しや企業組織再編時の労働組合の取り組み支援などを行い、構成組織・連合福島が連携して取り組む。また、東北ブロックオルガナイザーと連携し、未組織企業の訪問による組織拡大・強化につなげる。
- (3) 次世代の組織拡大を担う人財の育成・確保に向け、より多くの多様な人財が組織拡大に関わる機会と経験を増やせるよう、構成組織、連合福島の組織拡大・強化担当者やオルガナイザーの配置を進め、組織横断的な活動の展開、体制強化を図る。
- (4) 組合員の減少要因の分析、過半数労働組合の職場点検など職場実態を把握するとともに、労働協約や組合員範囲の見直しなど働きかけを行い、構成組織と連携した企業内における組織拡大・強化につなげる。
- (5) 「連合ふくしまユニオン」は、福島県内に働くパートタイム労働者をはじめとした様々な雇用形態や中小企業、未組織労働者の労働条件確立、組合員相互の連帯と相互扶助、組織拡大を取り組む。「1人でも入れる労働組合」としつつも、定年延長による再雇用者、管理職級の扱いは、労働組合の有無、あるいはユニオン規約との整合性などを慎重に検証した上で判断する。
- (6) あらゆる機会を通じて、組合づくりや集団的労使関係の重要性などを広く社会に発信し、経営者団体・業界団体などの接点を増やし、定期的な企業訪問や、さらには多様な未組織労働者とも関わりをもち、労働組合に対する理解促進および労使関係づくりの環境整備を進めて、組織化につなげる。

## 2. 多様な就労者を含めた集団的労使関係の構築・強化

- (1) すべての職場における集団的労使関係の構築に向け、労働組合の必要性や役割などを社会に広く訴求するとともに、その基盤強化につながる組織化・組織強化を進める。また、過半数代表制の適正化や、組織化・組織強化に関する取り組みなどを統合したポータルサイトを活用し、職場における過半数代表制の適正な運用徹底や、規定の厳格化などに取り組む。
- (2) 集団的労使関係による成果を、より多くの働く仲間に波及させるために、構成組織と地方連合会が連携し、制度の周知・広報とともに、労働協約の地域的拡張適用に取り組む。
- (3) 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」の遵守はもとより、「『曖昧な雇用』で働く就業者の法的保護に対する連合の考え方」および「フリーランス法」や改正労働安全衛生法を踏まえた社会的セーフティネット・安全衛生対策の強化、「労働者」概念の見直し・拡充などに取り組む。

(4) 事業譲渡や買収など企業の事業再編に伴い、当該企業の労働組合が影響を受ける事例もあることから、事業再編等に関わる相談をはじめとする労働組合の取り組み支援や、企業の再編を契機とした組織化・組織拡大に取り組む。

### 3. 働く仲間をつなぎ支える新たな取り組みの推進と新たな課題への対応

- (1) Wor-Q の取り組みを通じてフリーランスとのつながりを深めるとともに、「Wor-Q アドバイザリーボード」、「フリーランスサミット」などを通じ、関係団体と連携し、フリーランスの課題解決に向けた活動を推進する。
- (2) フリーランスのセーフティネットの強化・拡充に向けて、労災保険の特別加入団体「連合フリーランス労災保険センター」の加入促進活動の強化、災害防止教育の充実をはかるとともに、労災保険特別加入制度の周知に努める。
- (3) 地域ゼネラル連合創設に向けて、構成組織に移行できないすべての加盟組織が  
(新) 地域ユニオンにスムーズに移行するとともに、統一共済制度の導入について連合本部との連携・協力のもと、引き続き丁寧に対応していく。また、創設後は、  
(新) 地域ユニオンの活動の平準化および魅力ある活動となるよう、本部と連携し活動内容を検証していく。
- (4) すべての働く仲間が、ゆるやかに連合とつながり関係性を構築すべく、現在の連合加盟形態に加え、新たな加盟形態のあり方について、本部と連携しながら検討する。

### 4. 連合福島労働相談の取り組み

- (1) これまでの労働相談キャンペーンは継続し、通常の労働相談ダイヤル（☎0120-154-052）は連合本部の集中化以降も、活用を引き続き促す。  
また、連合福島ダイヤル（☎024-522-0500）へ入電された労働相談は、従来通り対応する。
- (2) 労働相談からの労働組合づくりの強化に向けて、労働相談センターと東北ブロックオルガナイザー等との連携強化をはかる。
- (3) 組合づくり相談員の育成・スキルアップをはかるため、これまでの各種データベースや事例集の活用をはかる。
- (4) 未組織労働者へのアプローチを強化するため、定期的な労働相談キャンペーンの実施とあわせて、「組合づくり応援ダイヤル」を開設する。これにより、職場の課題や悩みを抱える未組織労働者との接点を広げ、労働相談から組織化への導線を確保・強化する。

### 5. 地域・地区連合との連携を軸とした組織の充実・強化

- (1) 連合・連合福島の理解をより深め、連帶強化と運動目的を明確にする地区連合議長・事務局長会議を、時期及び協議内容を十分勘案した上で開催し、全体化・一本化、日常活動の充実に努める。
- (2) 地域・地区の主体性や意思の尊重も重要かつ必要であり、拡大事務局長会議や地域担当部長会議の定期的な開催を通じ、コミュニケーションに努める。
- (3) 引き続き、意見交換・交流を目的に「連合福島元気アップコミュニケーション会

議」による、連合福島、地域・地区連合、単組・組合員のセンターイン強化をはかる。

## 6. 政策と運動の連動で、「理解・共感・参加」の好循環による社会に広がりのある運動の推進

- (1) 「連合アクション」では、社会運動希求層へのアプローチを中心に、市民目線の社会運動を構築し、「発信」「共感」「参加・行動」「結果の可視化・共有」の好循環による世論形成をはかるため、親しみやすい表現を用いるなど工夫し、全ての働く仲間や生活者とつながり、開かれた参加型の運動を展開する。
- (2) 「05（れんごう）の日」は、街頭行動をはじめ効果的な方法を都度判断し、取り組みの定着と組織内外への発信に努める。
- (3) 連合福島ホームページ・SNSなどの充実・活用をはかり、組合員や県内で働く仲間の理解を深めるよう情報発信する。
- (4) 全ての働く者や生活者が連合福島の運動に共感し、理解を深める運動として、県中央メーデー・各地区メーデーを開催する。

## 7. 地域の活性化に向けた諸団体との連携

- (1) 連合プラットフォームの方針を踏まえ、中小企業の持続的な発展と、そこで働く人たちが安心してくらすことができる地域の活性化に向け取り組みを強化するとともに、政治や行政、経営者団体、NGO・NPO、労働者福祉事業団体、連合福島関連団体などとの対話を通じ、相互理解を深め、諸課題解決のネットワーク構築による協働の社会を目指す。

### 重点分野ー2 :

#### 安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

高止まりする物価や米国の保護主義政策への転換など国内外の情勢変化に対応とともに、わが国の構造的な課題である少子高齢化・人口減少、所得格差の拡大などへの対応をはかる。また、GXやDXが進展する中で、「人への投資」の拡充や雇用のセーフティネットの維持・強化など、すべての働く仲間のディーセント・ワークの実現に取り組む。あわせて、政策実現に向けた取り組みを推進するため、情報発信力の強化、連合福島が支援する各級議員と連携をはかる。

### 1. 政策の実現に向けた取り組み

- (1) 連合福島は、相次ぐ自然災害への防災・減災の対応、国際情勢に起因する原油、原材料の不足による生活必需品の相次ぐ値上げ、円安、深刻化する人口減少や格差拡大などの解決に向けて、働く者・生活者の視点・立場で取り組みを進める。
- (2) 県づくりの指針や、施策を示す県の最上位計画に位置付ける「福島県総合計画」の進捗を見極め、県の重点施策実現に協力する。
- (3) 連合福島の「要求と提言」策定は連合福島政策委員会および専門部会を設置し、課題別分野ごとに構成組織から精通した委員の選出を行い、必要に応じ学識経験者の助言や行政・関係団体、友好関係にある県民連合会派の議員を通じた意見交換

を行う。

- (4) コロナ禍で明らかとなった性差や地域特有の課題、女性が抱える困難な課題等については、女性の視点を重視した意見集約と対応に努める。
- (5) 政策立案能力を高めることを目的に連合主催の会議への積極的参加と要請も行い、連合福島主催による研修会等を通じて、課題解決の専門的知識を深める。
- (6) 緊急性を要する課題が生じた場合には、その都度、地方自治体や関係機関に要請を行う。
- (7) 連合が実現をめざす重点政策について、連合福島の政策・制度要求と提言へと落とし込むとともに、隣県との政策的な格差の是正に向け、東北ブロックでの連携を図り、取り組みを進める。

## 2. 各地域・地区連合における政策・制度の取り組み強化

- (1) 各地区連合は、連合福島の「要求と提言」を基本に、地区実情を踏まえながら、市町村へ提出する取り組みを行う。
- (2) 推薦首長や組織内議員をはじめとする支援議員との意見交換の場を設け、政策実現のコミュニケーションを深めながら、政治参画意識を高める。
- (3) 連合福島は、各地区連合の取り組みを把握し、統一対応による政策・制度要求の充実・強化をはかることとし、見直しが検討されている地区連合の在り方にに基づき、有効かつ効率的な手法を検討する。
  - ①「最低賃金の引き上げ早期発効を求める意見書」の提出（3月議会目途）
  - ②「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出（6月又は9月議会）
  - ③ その他関連する政策への意見書提出は、随時提案し対応する。

## 3. すべての働く者のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- (1) 経済社会情勢が変化するなか、労働者の雇用安定に資するよう、産業政策等と連携し、地域における良質な雇用の確保を含め雇用政策の強化に取り組む。また、セーフティネット機能の維持・拡充の観点から、雇用保険の適用拡大や、労働保険特別会計の財政安定化、マッチング機能の強化、求職者等への職場情報提供の充実などを求めるため、行政や経営団体等と連携をより強化する。
- (2) 働く者の技術・技能やキャリア向上に向けて、非正規雇用で働く者を含め、雇用形態や企業規模等に関わらず、誰もがキャリア形成の機会を確保できるよう、能力開発など「人への投資」を拡充するとともに、能力向上を待遇改善につなげる仕組みの導入を求めるなど、能力向上と待遇改善の好循環の実現に取り組む。
- (3) 法改正などについては、重点政策などを踏まえ以下の通り対応をはかる。
  - ①働く者の最低基準である労働基準法制を堅持したうえで、集団的労使関係の強化や長時間労働の是正に向け、労働者保護の観点に立った法改正と実効性確保を求める。また、労働者概念を拡充し、より多くの働く者が労働関係諸法の保護を受けることができるようとする。
  - ②同一労働同一賃金制度については、あらゆる待遇の雇用形態間格差を是正し、公正な待遇の下で働くことができる環境の実現に向け、法制面の強化と実効性確保を求める。

- ③働きづらさを抱える障害者が、安心して働き続けられるよう、雇用の質の向上をはかるとともに、障害者雇用のさらなる促進に向け、障害者雇用率の向上につながる施策の見直しを求める。
- (4) 「働き方改革関連法」のさらなる定着に向け、Action!36などを通じ、労働時間管理や36協定の適正化の徹底、働き方の改善につながる商慣習の見直しを推進する。また、同一労働同一賃金の実現に向け、正規雇用労働者とパート・有期雇用・派遣労働者との間などにおける不合理な待遇差の是正に取り組む。
- (5) 個人事業者等を含む、就業者の業務上災害の撲滅に向け、連合労働安全衛生取り組み指針（2023年度～2027年度）にもとづき、職場環境改善やメンタルヘルス対策などに取り組む。また、改正労働安全衛生法の周知および適正な指導・監督、必要な措置の実施とともに、被災労働者が迅速かつ公正な保護を受けることができるよう、労災保険制度の周知徹底を図る。
- (6) 外国人技能実習制度や、育成就労制度、特定技能制度については、制度の趣旨・役割を踏まえた厳格な運用と管理体制の強化を求めるとともに、「ビジネスと人権」も踏まえた労働者保護の取り組みを進める。また、福島県に在留する外国人に関して、雇用・就労を含む「生活者」としての視点を踏まえた総合的な政策の立案に向け、行政や経営団体等と連携をより強化する。
- (7) 労働災害を撲滅する観点から、物理的な職場環境の改善とともに、メンタルヘルス対策に取り組む。また、雇用形態に関わりなく、誰もが適切な安全衛生教育を受けられるよう労働行政への取り組みを進める。
- (8) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、連合本部や構成組織と連携し、導入阻止に向けた周知活動に取り組む。
- (9) 働く者すべての待遇改善や労働環境整備に向け、労働行政や経営者団体への要請や課題提起はもとより、労働関係分野での各種委員会・審議会への派遣・参加によって労働環境改善の意見を反映させる。
- (10) 第6次連合労働安全衛生取り組み指針にもとづき、物理的な職場環境改善やメンタルヘルス対策などの取り組みを進める。
- また、個人事業者等が、労働者が行う作業と類似の作業を行う場合、退避や立入禁止に関する措置などについて、労働者と同じ安全衛生水準を確保するよう、連合本部と連携し取り組みを行う。

#### 4. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

- (1) 2025春季生活闘争結果と取り巻く情勢を踏まえ、「人への投資」と物価を上回る持続的な賃上げなど総合生活改善闘争に取り組む。企業規模間、雇用形態間、男女間などの格差是正をはかり、労働条件の社会横断化を促進する。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化と地域社会の活性化をはかるため、価格転嫁が進んでいない中小企業等の実態を踏まえ、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて適切な価格転嫁・適正取引や「パートナーシップ構築宣言」の拡大・実効性強化などに取り組む。経営諸団体等や組織内議員との連携を進め、公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みをより一層強化する。

(3) 福島県最低賃金を労働の対価としてふさわしい水準へと引き上げ、社会的セーフティネットとしての機能を強化するとともに、地域間格差の解消を通じて地域経済の好循環を実現する必要がある。

連合福島は、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」をはかる観点からも、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に、福島県最低賃金1,130円以上(連合リビングウェイジ)の早期実現に向けて着実な引き上げを求めていく。

特定(産業別)最低賃金については、基幹労働者賃金の横断的な決定システムであることから、同一労働・同一賃金の原則に基づき、各産業での基幹労働者にふさわしい水準確保に取り組む。

また、「企業内最低賃金協定」による合意者(分子)のウエイトを高めるよう、企業内最低賃金の水準改善とその協定締結の拡大に努める。

(4) すべての働く仲間が生きがい・働きがいを通じて豊かに働くことのできる社会をめざして、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をはかる。

## 5. 東日本大震災からの復興・創生に向けた取り組みの継続

- (1) 連合福島は、復興需要のピークアウトの影響を注視しつつ、ポスト復興・創生に向けた課題に対し、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、事業を柔軟に実施するなど復興に支障が生じないよう国に求めるとともに、関係機関と連携し取り組みを進める。特に次の5年間を定める「第3期復興・創生期間」は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であることから、これまで以上に被災者に寄り添い推進する。
- (2) 被災地の全產品への風評被害として、国内外に向けた迅速かつ正確な情報発信を行なわれるよう国・県・市町村に対して継続して求める。
- (3) 被災による住民の心的ストレス、特別な配慮を必要とする子ども達への支援や帰還に向けた環境整備の強化を国・県・市町村に求める。
- (4) 連合の実施する復興実態調査に積極的に協力し、復興庁への提言や復興予算獲得など支援の継続に繋げ、復興の加速化を推進する。

### 重点分野ー3:

#### ジェンダー平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合う、公正な職場・社会の実現をめざす。その実現のため、男女平等参画を推進するとともに、ジェンダー平等や「真の多様性」に向けた法整備や職場環境の改善などの取り組みを展開していく。また、「フェアワーク」の実現に向けて、働くうえでの困難さが多様化しており、非正規労働問題をはじめとする多様な働く仲間の課題解決に向けて取り組みを進める。

#### 1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいをもって働くことのできる職場・社会の実現

- (1) あらゆるハラスメントの根絶に向けて、各事業分野の特性を踏まえた対策や「労働者」以外の者へのハラスメント対策を求める。加えて、就活生をはじめとする求職者等へのあらゆるハラスメント対策の法制化や、ハラスメントそのものを禁止する規定の創設など、ILO第190号条約の批准に向けて、連合本部・労働局・県・市町村とも連携をはかりハラスメントの根絶を推進する。
- (2) アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の自覚を促す取り組みを推進とともに、ジェンダー・バイアス、固定的性別役割分担意識の払拭、働く現場のみならず、家族間や社会における慣習や慣行の見直しに向けて取り組む。また、性的指向・性自認（SOGI）の多様性を尊重し、多様性を認め合う社会風土の醸成に向けて取り組む。
- (3) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会と、それに相応しい制度の構築に向けて、選択的夫婦別氏制度の導入や親子・家族法制の見直し、同性パートナーの権利の確保など、連合本部方針のもとに取り組みを展開する。
- (4) 県内で働く外国人労働者が抱える仕事やくらし、人権などの諸課題に関し、支援団体の意見や電話相談なども活用しながら、互いに認め合う「共生」に向けた環境整備を推進する。

## 2. 男女平等参画、ジェンダー平等の推進、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み

- (1) 労働組合、政治、経済など、あらゆる分野で女性の指導的地位に占める割合を国際的水準も意識しながら引き上げるため、クオータ制の導入をはじめとするポジティブ・アクションを強化する。
- (2) 女性の意思決定過程への参画を促進し、その影響評価を行いながら政策等に反映していく「ジェンダー主流化」を推進する。
- (3) 2030年9月までを計画期間とする連合福島「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の目標達成に向け、進捗を迅速に把握・共有し、取り組みを強化する。
- (4) 連合福島の「労働組合への女性参画」の実態を踏まえ、業種・業態等から見えてきた課題の整理や、女性の家事、育児等との仕事の両立に関して、女性視点での解決策の検討・協議し、連合福島全体で取り組む。
- (5) 雇用の分野における実効性ある性差別の禁止に向けて、男女雇用平等法の実現に取り組む。また、男女間における賃金の格差をはじめ、正規・非正規における雇用形態間、多様な正社員や無期転換などの雇用管理区分の差異、および両立支援制度の運用にかかる実態を把握し、格差の是正に取り組む。
- (6) 雇用・所得の不安定化やDVなどにより困窮する女性への支援を強化するとともに、すべての労働者の仕事と生活の調和に向けて、育児・介護休業などの両立支援制度のさらなる拡充に向け取り組む。
- (7) 女性活躍・ジェンダー平等・多様性推進委員会にて、より専門的に女性活躍及びジェンダー平等の推進について議論し、その実現に向け取り組む。

## 3. 「フェアワーク」推進の取り組み

- (1) 非正規労働問題をはじめとする多様な働く仲間の課題解決に向けた「職場からは

じめよう運動」の一層の推進とともに、「真の多様性」の実現に向けた社会的発信力の強化に努める。

(2) 非正規雇用・曖昧な雇用・若年労働・外国人労働など、多様な働く仲間とつながり、課題解決や社会的波及力の強化に向けて、行政・N G O・N P Oなど各種関係団体と連携した取り組みを推進する。

## 推進分野ー1 :

### 社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

志を同じくする仲間の思いと力を、幅広く国民的課題や地域の課題に対して発揮していくとともに、戦争や大規模災害などの実相を風化させず継承していく。また、社会貢献活動への参加体験を通じ仲間の思いを結集し、運動の力を高めていく。

#### 1. 支え合い助け合い運動の推進

(1) 連合福島は地域・地区連合と連携した「ゆにふあん」活動の展開を進め、N P Oなどの支え合い・助け合いの活動への参加や支援を促すとともに、労福協とも連携したボランティア活動・地域還元の活動に取り組み、広範な運動となるよう社会貢献活動に取り組む。また、支援団体の掘り起しを進め、支援の拡大をはかる。

(2) 第9次連合福島ふれあいカンパについて、構成組織・地域・地区と連携を図り、支援団体の精査と「ゆにふあん」と有機的連携を行うことで支援団体のフォローアップに務める。

#### 2. 平和運動の推進

(1) 連合福島は世界の恒久平和の実現に向け、連合方針を踏まえた以下に取り組む。

- ①在日米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的見直し
- ②核兵器廃絶と被爆者を対象に国家補償にもとづく被爆者支援の実現
- ③北方領土返還と日ロ平和条約の締結

なお、在日米軍基地のあり方などを含めた安全保障問題については、連合本部と連携し議論を継続する。

(2) 具体的には6月～9月を平和運動強化月間と位置付け、これまでの沖縄・広島・長崎・根室の平和4行動においては、現地参加による体験者の拡大と参画意識の醸成に取り組む。併せて地域・地区連合ベースでの街頭宣伝活動等により広く県民啓発に努める。

(3) 國際情勢が緊迫し、平和が脅かされる事象に対して、連合本部の方針に沿って、平和の尊さ、戦争に反対するスタンスを堅持しつつ、関係団体との連携をはかりながら毅然とした行動をはかる。

(4) 8月予定の核兵器廃絶と恒久平和を求める県民集会は、原水禁福島県民会議やKAKK I N福島の後援を求めつつ、広島・長崎の平和行動の理念と戦争の実相を風化させることなく次世代に継承すべく、社会アピール性の高い運動を推進する。

#### 3. 多様化する人権に関わる課題への対応

(1) 多様化する今日的な人権に関わる諸課題について、連合本部と連携した運動の展開を通じ、問題意識の喚起や法整備などの対応をはかる。

- (2) 人権侵害救済法（仮称）、就職差別撤廃、北朝鮮による日本人拉致問題などの継続課題について、関係団体と連携した取り組みを推進する。

#### 4. 災害ボランティアの体制構築

近年、大規模な自然災害が頻発・甚大化する中、そのボランティア活動は連合福島の社会的価値の共感を高めてきた。引き続き、県社会福祉協議会と締結した災害ボランティア協定に基づき、プラットフォームの機能充実・強化のため各種団体や企業との連携を図り、組織の立場を超えて支え合いの社会を確立する。

#### 推進分野－2：

##### 健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

「連合の進路」の「基本目標」の一つである「われわれは、政権を担う新しい政治勢力の形成に協力し、政権交代を可能にする健全な議会制民主主義を実現する」に立ち返り、すべての働く者・生活者のための政治活動を推進する。

#### 1. 政治活動の基本

- (1) 「働く者・生活者を優先する政治・政策の実現を求める」、「与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざす」など「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、「働くことを軸とする安心社会 一まもる・つなぐ・創り出すー」の実現に向けて、構成組織・地方連合会・連合本部が一体となって政治活動を進める。

#### 2. 政治活動の推進

- (1) 連合福島は、「五者協議会」の設立趣旨を踏まえ、全てのけん引役となって各種選挙方針を確立する。また、政策制度要求に関して、これら政党や議員との連携と協議などを通じその実現を目指す。
- (2) 連合福島の制度・政策要求に関し、理解と協力を深めるための意見交換会や研修会を連合福島・地域・地区連合で開催する。また、県民連合県議会議員と連携を強化し、要求の補強・充実化に取り組む。
- (3) 政治活動に関して、状況に応じ、オンライン会議、SNS、動画共有などのWEBサービス活用や教育用機材の作成・配布を行い、組合員の政治参画意識を醸成し、合わせて法令順守の徹底をはかる。特に、組合員の主権者意識を高める棄権防止や期日前投票を含めた取り組みを進める。

#### 3. 各級議会・各首長選挙における支持勢力の拡大

- (1) 今後予定されている各級議会議員選挙に向けて連合福島は、五者協議会の議論と各構成組織の判断、地域・地区連合の意見をこれまで以上に重視した取り組みを進めるとともに、組織内候補の積極的な擁立、組織内候補を基軸とした幅広い政治勢力の結集、五者協議会に結集する反自民非共産勢力の地方議員の拡大・組織の強化拡大の支援等に取り組む。
- (2) 政策実現に向け、また、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に向け、推薦・支持首長のさらなる獲得を目指す。

とりわけ、連合福島はこれまで地方自治体との関係性を重視しており、推薦・支持首長の拡大をはかるべく、地域・地区連合と連携し取り組んできた。現在、県知事をはじめ、福島市長、会津若松市長、郡山市長、いわき市長、相馬市長、伊達市長、須賀川市長、大熊町長、新地町長、西郷村長の10名の推薦と二本松市長、白河市長の2名を支持し、その勝利の原動力となった。民主的地方自治確立と政策・制度の取り組みを推進する。

(3) 当面の予定される各級議会議員選挙については、別表のとおり。

なお、選挙期日が未確定の市町村は、任期満了日により記載している。

### 【今後の各種選挙：2025年～2026年】

※日程が確定していない選挙は任期満了日により記載。

2025年	10月	泉崎村長選、会津美里町議選
	11月	福島市長選、二本松市長選、福島市議補欠選、二本松市議補欠選
	12月	相馬市長選、広野町長選
2026年	1月	伊達市長選、喜多方市長選、南相馬市長選
	2月	
	3月	西郷村長選
	4月	南会津町長選、昭和村長選、伊達市議選、田村市議選
	5月	
	6月	鏡石町長選、二本松市議選
	7月	
	8月	浪江町長選
	9月	桑折町長選、新地町長選、中島村長選
	10月	浅川町長選、金山町長選
	11月	福島県知事選、福島県議補欠選、南相馬市議選
	12月	

## 4. 地方政治の活性化

- (1) 地域の活性化には、住民自らが政治に参画し、そのうえで選ばれ構成された地方議会による民意の実現が不可欠であり、その具現化のためにも積極的に地方政治の活性化に取り組む。
- (2) 至近の福島県内の各級議会選挙においても、低投票率だけでなく、無投票という課題が明らかとなった。地方自治や身近な選挙への意識が希薄化しており、連合福島は「地方自治は民主主義の学校である」と言葉にある通り、その解決に向けて学習会等を開催する。
- (3) 地方政治の様々な課題解決のため、連合福島と協力関係にある政治勢力の拡大を目指し、「政策実現懇談会」の設立について具体的検討を進める。

### **推進分野－3：**

#### **ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進**

##### **1. 中国湖北省総工会との定期交流**

1996年より中国湖北省総工会とのさまざまな交流をはかり、友好関係が継続的に発展し、相互に成果をあげることができた。特に東日本大震災、原発事故への多大な支援には感謝の意を表し、さらに友好関係を発展させるために湖北省総工会との意見交換を行う。相互に組織課題や地域課題を共有し、テーマの設定やイベントの実施など、定期交流の継続を検討する。

##### **2. 国際活動関係団体との連携**

- (1) 財団法人国際労働財団（JILAF）は世界各地から労働組合若手指導者を日本に迎え入れ、国際労働運動における課題の共有、日本の社会文化への理解、各労働組合と地方連合会との友好発展を目指す活動を行っている。連合福島は、連合本部からのJILAFの受入要請があった場合には、東北ブロックと連携のうえ要請を受け入れる。
- (2) 福島県日中友好協会、福島県ウズベキスタン経済文化交流会、福島県青年海外協力隊を育てる会、福島県国際交流協会との連携を行い、連合東北ブロックおよび関係機関団体などの国際交流活動に参加する。

### **推進分野－4：**

#### **連合福島と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人財育成と労働教育の推進**

人財の確保・育成・教育は、労働運動の継承と発展を支える喫緊の課題と受け止め、様々な知見を集約し、連合福島と関係する組織とともに相乗効果を発揮できる体系を構築していく。また、組織内外に対しての労働教育および労働に関わるルールや働くものの権利などを幅広く学べる機会の充実をはかる。

##### **1. 連合運動を支える人財の確保と育成**

- (1) 連合本部が提起する「総合的な人財戦略プログラム」での提言を受け、検討を進めてきた5つの対応策（①人財バンク（仮称）の創設・運営、②将来の担い手確保に向けた取り組み、③キャリアモデルの策定、④教育研修の充実および活用促進、⑤人財交流の促進）について、連合本部・構成組織・地方連合会・関係団体等と連携し、着実な実行に移すとする方針に基づき進捗を踏まえながら取り組む。
- (2) 構成組織・加盟組合、地域・地区連合の理解と協力のもと、労働運動を担う次世代リーダー・女性リーダー等の人財育成を、ともに推進する。
- (3) 青年女性委員会の充実・強化をはかり、連合中央女性集会や東北ブロック男女平等フォーラムへの参画、連合福島青年女性委員会主催の中央連絡会議、各フォーラムの企画・運営を通じて課題の共有と主体的行動の促進をはかる。また、県の女性団体連絡会議への参画や県男女共生のつどい等の男女平等参画を推進する運動に携わる。

##### **2. 連合福島と関係する組織と連携した人財・知見の活用**

- (1) 経営者団体、業界団体などとの連携を強め、連合が目指す「相互信頼を基本とし

た労使関係」の理解・浸透をはかるとともに、集団的労使関係の重要性について社会的に広める取り組みを強化する。

- (2) 現退一致の原則を踏まえ、引き続き福島県退職者連合との連携・支援をはかるとともに、「生涯組合員構想」の具現化について、連携を強め対応していく。
- (3) 連合福島顧問弁護士との連携を強化し、労使紛争に関わる法律相談はもとより、組合員や家族あるいは労働相談者など幅広くたよりにされ、気軽に相談できる窓口体制づくりに努める。

### 3. 組織内外における幅広い労働教育の推進と理解を深める取り組み

- (1) 労働組合の社会的価値を高めていくことは重要であり、組合員からの信頼を得る取り組みはもちろん、社会全体（メンバーシップ以外）に向けて労働組合に対する理解が深められ、共鳴・共感される労働運動の取り組みを進める。
- (2) 社会に向けたワークルールの理解促進をはかるために、引き続き「ワークルール検定」の受験者拡大に努める。また、新たに導入されたオンライン検定の周知と社会的ポジションの向上に積極的に取り組む。
- (3) 連合大学寄付講座、大学・高校出前講座など将来を担う若い世代への教育についても連合本部と連携し取り組む。
- (4) 県労福協が開催する退職準備セミナーの周知など、構成団体として積極的に協力する。

#### 運動分野を支える基盤強化：

持続可能な連合運動の推進に向けて、組織・財政など運動基盤の整備・強化の課題解決に継続して取り組むとともに、組織内のコミュニケーションの充実をはかる。

##### 1. 将来の持続可能性に向けた財政のあり方

- (1) 地域運動の持続可能性を支え、かつ、公平さが保たれる新たな中央会費制度移行期間開始（第1ステップ）の円滑な移行に向け、連合本部、連合福島、構成組織の相互対話のもと、諸準備を連携して進める。
- (2) 連合福島は、中央会費制度を見据え、地域・地区のあるべき姿を追求した中長期的な財政計画を策定するとともに、「組織財政検討委員会」において課題を精査し、今後の財政状況を踏まえながら持続可能な連合福島運営体制の検討を行う。
- (3) 連合福島は、効率的かつ効果的な財政運営にあたっては、徹底して無駄を省く運用に努めるとともに、適切な会計業務を前提とした厳正的確な処理に向けて、連合福島、地域、地区連合の会計管理体制（内部統制）強化や財政の一体的な報告など、透明性の向上に継続的に取り組んでいく。
- (4) 地区連合への交付金のあり方は、組織財政検討委員会の答申に基づき、地域移行に向け精査した予算編成や効率的な予算執行を考慮し、会計の透明性を確保する。
- (5) 組織運営は、その都度の見直しをしており、コンプライアンス遵守や内部統制の再構築を実施する。また、地区連合議長・事務局長会議や地域事務局長会議を定期的に開催し、それぞれの課題や運動の共有化、全体化により連帶強化をはかる。さらに、事務局員担当者会議を必要に応じて開催し、業務の効率性を高める。

## 2. 連合福島全体の組織力の強化とコミュニケーションの充実

- (1) DXの進展、コロナ禍などの環境変化も踏まえ、これからの中労働組合の役割、活動スタイル、運動への参加促進のあり方などについて、構成組織、地区連合とのコミュニケーションを充実させ、WEB会議システムなども活用して開催機会や参加方法、情報共有の多様化をはかることで、組織的な対話活動の活性化につなげる。
- (2) 関係4団体（労働金庫、こくみん共済 coop（全労済）、労福協、連合）との連携を継続し、ライフサポートセンターが担う機能の質的向上と、「地域に根ざした顔の見える運動」の推進として、ボランティア活動や地域還元の活動に取り組む。
- (3) 「連合ビジョン」に掲げる内容と改革パッケージに対する検証を行うとともに、東北ブロック連絡会での地協活動推進会議を通じ「全国で統一的に取り組む2つのコア活動」と「各地域の特色を生かした活動」において、足並みをそろえた取り組みとなるよう取り組む。